別記第１(第１１条、２４条関係)

|  |
| --- |
| 患者等搬送用自動車に積載する資器材表 |
| 項目 | 資器材名 |
| 呼吸管理用資器材 | ポケットマスク |
| バッグバルブマスク |
| 保温用等資器材 | 敷物 |
| 保温用毛布 |
| 担架 |
| まくら |
| 創傷等保護用資器材 | 三角巾 |
| 包帯 |
| ガーゼ |
| タオル |
| ばんそうこう |
| 消毒用資器材　　　　（車両・資器材用） | 噴霧消毒器 |
| 各種消毒薬 |
| その他の資器材 | はさみ | 体温計 |
| マスク | 膿盆 |
| ピンセット | 汚物入れ |
| 手袋 | ※ＡＥＤ |

「※」は任意の積載とする。

別記第１のア(第１１条関係)

|  |
| --- |
| 患者等搬送用自動車（車椅子専用）に積載する資器材表 |
| 項目 | 資器材名 |
| 呼吸管理用資器材 | ポケットマスク |
| ※バッグバルブマスク |
| 保温用等資器材 | 敷物 |
| 保温用毛布 |
| 担架 |
| ※まくら |
| 創傷等保護用資器材 | 三角巾 |
| 包帯 |
| ガーゼ |
| タオル |
| ばんそうこう |
| 消毒用資器材　　　　 | 噴霧消毒器 |
| 各種消毒薬 |
| その他の資器材 | はさみ | 体温計 |
| マスク | 膿盆 |
| ※ピンセット | 汚物入れ |
| 手袋 | ※ＡＥＤ |

「※」は任意の積載とする。

別記第２(第１２条関係)

|  |
| --- |
| 消毒の実施要領 |
| １　定期消毒(1) 資器材ア　消毒用薬剤により殺菌消毒を行うこと。イ　使用頻度の少ない資器材等についても行うこと。(2) 車両等水洗い、清拭、消毒用薬剤噴霧による殺菌消毒の手順により、車両全般にわたって綿密に行うとともに、毛布等も日光消毒等適当な消毒を行うこと。２　使用後消毒1. 乗務員

搬送業務終了後、手指及び口腔内の消毒を、次により実施すること。ア　手指の消毒は、前腕部を含めて水道水で行い、血液や汚物等の付着がある場合は、特に入念に洗浄した後に、消毒用薬剤による殺菌消毒を行うこと。イ　口腔内の消毒は、手指を洗浄した後、うがい薬等により行うこと。1. 資器材

搬送業務終了後、水道水による洗浄や清拭を行った後、消毒用薬剤による殺菌消毒を行うこと。1. 車両

搬送業務終了後、汚染場所等を水洗い、清拭、消毒用薬剤噴霧による殺菌消毒の手順により行うこと。水洗いを避けなければならない場合は、清拭と消毒用薬剤噴霧による殺菌消毒を行うこと。また、特に血液や吐物等により汚染している箇所は、重点的に行うこと３　その他　　定期消毒及び使用後消毒とも、実施者の手指を消毒して行うこと。 |

別記第3(第6条、第15条関係)

講習の実施基準

1　患者等搬送乗務員講習科目

|  |  |
| --- | --- |
| 科目 | 時間数 |
| 総論 | １ |
| 観察要領及び応急処置(一定頻度者が受講する講習と同等の内容を含む) | １３ |
| 体位管理要領 | ２ |
| 消防機関との連携要領 | ２ |
| 車両資器材の消毒及び感染防止要領 | ２ |
| 搬送法 | ２ |
| 修了考査 | ２ |
| 合計 | ２４ |

※課目の1時間は、45分とする。

2　合否の判定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講科目 | 配点 | 合格点 |
| 実技 | 観察要領 | 20 | 16点以上 |
| 応急処置 | 40 | 32　〃 |
| 筆記 | 総論、消防機関との連携 | 20 | 16　〃 |
| 車両資器材の消毒及び感染防止要領 | 20 | 16　〃 |
| 合計 | 100 | 80　〃 |

3　定期講習科目（適任証取得後、毎年２年毎に必要）

|  |  |
| --- | --- |
| 科目 | 時間数 |
| 観察要領及び応急処置 | 2 |
| 体位管理要領 | 1 |
| 合計 | 3 |

※課目の1時間は、45分とする。

※講師は適任者講習と同じとする。

4　補完講習科目

|  |
| --- |
| 日本赤十字社が発行する救急法の適認証を有する者で、[第6条](https://www1.g-reiki.net/gotsu119/reiki_honbun/w645RG00000109.html#e000000120)、(2)、イに該当する場合は、次の補完講習を修了しなければならない。 |
| 科目 | 時間数 |
| 総論、消防機関との連携要領 | 1 |
| 車両資器材の消毒及び感染防止要領 | 2 |
| 患者等の観察、心肺蘇生法等の応急処置 | 3 |
| 修了考査 | 1 |
| 合計 | 7 |

※科目の1時間は、45分とする。

5　合否の判定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 講習科目 | 配点 | 合格点 |
| 総論、消防機関との連携要領 | 20 | 16点以上 |
| 車両資器材の消毒及び感染防止要領 | 30 | 24　〃 |
| 患者等の観察、心肺蘇生法等の応急処置 | 50 | 40　〃 |
| 合計 | 100 | 80　〃 |

別記第3のア(第6条、第15条関係)

講習の実施基準

1　患者等搬送乗務員(車椅子専用)講習科目

|  |  |
| --- | --- |
| 科目 | 時間数 |
| 総論 | 1 |
| 観察要領及び応急処置 | 9 |
| 体位管理要領 | 1 |
| 消防機関との連携要領 | 2 |
| 車両資器材の消毒及び感染防止要領(一定頻度者が受講する講習と同等の内容を含む) | 1 |
| 搬送法 | 1 |
| 修了考査 | 1 |
| 合計 | 16 |

※課目の1時間は、45分とする。

別記第4(第16条関係)

講師は、次の各号に該当する者をもって充てるものとする。

(1)　救急隊長として3年以上の実務経験を有し、消防長が適任と認めた者

(2)　消防大学校の救急本科の課程を修了したもので、消防長が適任と認めた者

(3)　消防学校の救急本科の課程の教官として2年以上の経験を有し、消防長が適任と認めた者

(4)　前3号に掲げる者以上の知識及び経験を有すると消防長が認めた者

別記第5(第32条関係)

認定基準

|  |
| --- |
| 1　乗務員は、18歳以上の者で、患者等搬送乗務員適任証の交付を受けている者であること。2　患者等搬送用自動車は、次に掲げる構造及び設備を有するものであること。(1)　患者等を収容する部分は、次のとおりであること。ア　長さ1.9メートル以上、幅0.5メートル以上のストレッチャーが1台以上収容することができ、かつ、乗務員が業務を実施するために必要な容積を有するものであること。イ　室内の高さは、業務を行うのに支障がないものであること。(2)　乗車人員は4人以上であること。(3)　換気及び冷暖房の装置を有するものであること。(4)　ストレッチャー、車椅子等は、確実に固定できる構造であること。(5)　ストレッチャーは、長さ1.9メートル以上、幅0.5メートル以上、高さ0.3メートル以上のものであること。(6)　ストレッチャーは、患者等の固定ベルトを有していること。(7)　携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な機器を設置しているものであること。3　患者等搬送用自動車には、サイレン及び赤色灯の装備がなされていないこと。4　患者等搬送用自動車の車体には、患者等搬送用自動車である旨の表示がされていること。5　患者等搬送用自動車には、応急手当に必要な資器材を備えていること。6　消毒実施記録表が、患者等搬送用自動車の見やすい場所に表示されていること。7　乗務員は、患者等搬送業務にふさわしい服装とし、清潔が保たれていること。8　道路運送法(昭和26年法律第183号)に定める国士交通大臣の許可等を取得していること。 |

別記第6(第32条関係)

遵守義務

|  |
| --- |
| 1　生命に危険があり、又は症状が悪化すると認められ、緊急に医療機関その他の場所に搬送しなければならない患者は、搬送の対象としないこと。2　患者等の搬送業務は、症状の悪化防止に万全の配慮をし、搬送途上において症状が悪化し、緊急やむ得ない場合は、必要最小限の応急手当を実施すること。3　次のいずれかに該当した場合は、患者等の場所、状態、既往症及びかかりつけの医療機関等を消防機関に通報し、救急隊を要請すること。(1)　患者等の搬送依頼時の依頼内容、症状聴取結果から緊急に医療機関へ搬送することが必要であると判断した場合。なお、この場合は併せて乗務員を派遣すること。(2)　患者等の搬送依頼があった場所に到着後、症状から緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合(3)　患者等の搬送途上において、症状が悪化し、緊急に医療機関に搬送することが必要と判断した場合4　患者等搬送用自動車1台につき2人以上の乗務体制がとれていること。5　患者等搬送乗務員適任証を携帯し業務を行うこと。6　患者等搬送用自動車及び積載資器材等は、適切に整備を行い、清潔に保つこと。7　患者等の搬送に当たっては、患者等及び同乗者に対し安全ベルトを装着させるなど、安全搬送のための措置を講ずること。8　乗務員に対し、患者等の安全搬送に関する知識及び技術の向上に努めさせること。9　乗務員には、2年に1回以上、患者等搬送乗務員定期講習を受けさせること。10　患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒が、確実に実施されていること。11　患者等を搬送中において、次のいずれかに該当する事案を扱い、又は発生させたときは、消防長に報告すること。(1)　患者等を搬送中に容態変化があり、応急措置を実施した場合(2)　患者等搬送中に容態変化があり、救急隊を要請し、又は当初予定していた収容先以外の医療機関等に収容した場合(3)　法定伝染病、エイズ、B型肝炎等他の患者等に強い影響を及ぼす感染症患者を扱った場合(事後に判明した場合も含む)(4)　患者等を搬送中に交通事故を発生させた場合で、救急隊を要請し、又は当初予定していた収容先以外の医療機関等に収容した場合 |

別記第7(第17条関係)

患者等搬送乗務員基礎講習等の事務手続き

1　患者等搬送乗務員基礎講習及び修了証の交付

(1)　受講申請

ア　受講者は、講習受講申請書([様式第18号](https://www1.g-reiki.net/gotsu119/reiki_honbun/w645RG00000109.html#e000001284))により、事務所の所在地を管轄する消防長に行う。

イ　消防長は、前(1)の申請があったときは、記載事項を審査し受付印を押印し受理する。

(2)　受講票等の交付

消防長は、受講申請を受理したときは、講習受講票([様式第19号](https://www1.g-reiki.net/gotsu119/reiki_honbun/w645RG00000109.html#e000001293))に受講日時、受講場所等の必要事項を記載し、申請者に交付する。

(3)　講習受講(修了)者の整理

消防長は、講習受講申請書に基づき、基礎講習受講(修了)者名簿([様式第20号](https://www1.g-reiki.net/gotsu119/reiki_honbun/w645RG00000109.html#e000001299))を整理する。

(4)　患者等搬送乗務員基礎講習修了証の交付

消防長は、講習修了後、基礎講習受講(修了)者名簿を整理し、患者等搬送乗務員基礎講習修了証([様式第21号](https://www1.g-reiki.net/gotsu119/reiki_honbun/w645RG00000109.html#e000001305))を受講者に交付する。

(5)　交付簿の整理

消防長は、乗務員講習修了者等交付簿([様式第22号](https://www1.g-reiki.net/gotsu119/reiki_honbun/w645RG00000109.html#e000001311))を作成し、整理保存する。

2　患者等搬送乗務員定期講習

(1)　受講申請及び受講票等の交付

前記1(1)、(2)による。

(2)　講習受講(修了)者の整理

消防長は、講習受講申請書に基づき、定期講習受講(修了)者名簿([様式第23号](https://www1.g-reiki.net/gotsu119/reiki_honbun/w645RG00000109.html#e000001317))に記載し整理する。

(3)　講習受講(修了)者の整理

消防長は、患者等搬送乗務員定期講習を修了した後、乗務員適任証の定期講習受講欄に講習を修了した旨を記載する。

(4)　交付簿の整理

消防長は、定期講習受講(修了)者名簿により乗務員講習修了者等交付簿を整理する。

3　特例認定者申請への適任証の交付

(1)　特例認定者申請

ア　特例認定者として適任証の交付を受けようとする者は、特例認定者申請書([様式第24号](https://www1.g-reiki.net/gotsu119/reiki_honbun/w645RG00000109.html#e000001323))に特例認定者と認められる資格(看護師等)を証明するものを添え、事務所の所在地を管轄する消防長に行う。

イ　消防長は、前アの申請があったときは、記載事項を審査し、受付欄に受付印を印し受理する。

(2)　受講者名簿の整理

消防長は、申請害に基づき特例認定(否認定)者名簿([様式第25号](https://www1.g-reiki.net/gotsu119/reiki_honbun/w645RG00000109.html#e000001332))を整理する。

(3)　患者搬送乗務員証の交付

消防長は、申請書及び資格を証明するものにより内容を審査し、特例認定者と認めるときは、適任証を交付する。

(4)　交付簿の整理

消防長は、乗務員講習修了者交付簿を作成し、整理保存する。